

論点 9 関連

【論点】

9 日本語能力の向上方策

- (1) 就労開始前の日本語能力担保方策（目的、具体的方策（試験、講習等））
- (2) 就労開始後の日本語能力向上の仕組み（目的、具体的方策（インセンティブ付与等）、日本語教育環境の整備）
- (3) 関係者の役割分担や費用負担の在り方

資料目次

- ・技能実習生及び特定技能外国人に対する日本語教育…………… P. 1
- ・日本語能力試験各レベルの目安…………… P. 2
- ・(参考)日本語能力試験[概要]…………… P. 3
- ・日本語能力試験の受験者数の推移…………… P. 4
- ・技能実習制度における入国後講習…………… P. 5
- ・特定技能制度における外国人の技能水準及び日本語能力水準…………… P. 6
- ・特定技能制度における外国人の日本語能力水準の評価方法…………… P. 7
- ・特定産業分野別の技能試験及び日本語試験…………… P. 8
- ・技能試験及び日本語試験の実施状況…………… P. 9
- ・(参考)優良な監理団体の要件の一つである「実習実施者に対する日本語の
学習の支援」の申告状況について…………… P. 10
- ・監理費に関する関係規定(入国前・入国後講習に要する費用)…………… P. 11

技能実習

1号

2号

3号

全職種共通の要件

就労開始まで

座学による講習

- ・12か月の計画の場合、2か月（360時間）以上
- ・「技能実習の遂行や日常生活に不自由しない水準」の日本語教育を行う必要があるが、内容や時間数の定めなし

特段の定めなし

職種ごとの上乗せ要件

【介護職種】

日本語能力試験N 4 以上合格等

【介護職種】

日本語能力試験N 3 以上合格等
※N 3等の合格を目指す「日本語学習プラン」による学習でも可（附則）

【介護職種】

日本語能力試験N 3 以上合格等

【任意】実習実施者等による実習生に対する日本語学習支援

- ・日本語教育の内容や時間数の定めなし
- ・優良な実習実施者及び監理団体に関する加点対象

特定技能

1号

2号

全分野共通の要件

日本語能力試験N 4 以上
又は日本語基礎テストの合格

- ※ 技能実習2号良好修了者は免除あり
- ※ 業務上必要な日本語は技能試験等で測定

分野ごとの上乗せ要件

【介護分野】
介護日本語評価試験の合格

- ※ 介護職種の技能実習2号良好修了者等は免除あり

受入れ機関等による外国人に対する日本語学習の機会の提供

- 〔支援義務に基づき外国人の希望に応じて行うもの〕

特段の定めなし

新規入国時・在留資格変更時

在留中

実習開始時・2号又は3号への移行時

在留中

日本語能力試験 各レベルの目安

※公益財団法人日本国際教育支援協会
資料等に基づき文化庁作成

日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議
(第6回)(令和4年11月17日)
参考資料1 日本語教育関係参考データ集(抜粋)

認定の目安

Can-Doの例*

N1

幅広い場面で使われる日本語を理解することができる

【読む】幅広い話題について書かれた、新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。

【聞く】幅広い場面において、自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。

- ・ 論説記事(例:新聞の社説など)を読んで、主張・意見や論理展開が理解できる。
- ・ 関心ある話題の議論や討論に参加して、意見を論理的に述べることができる。

N2

日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる

【読む】幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。

【聞く】日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。

- ・ 身近で日常的な話題についての新聞や雑誌の記事を読んで、内容が理解できる。
- ・ 最近読んだ本や見た映画のだいたいのストーリーを書くことができる。

N3

日常的な場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる

【読む】日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。日常的な場面で目にする範囲の難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。

【聞く】日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を、登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。

- ・ 短い物語を読んで、だいたいのストーリーが理解できる
- ・ 店で買いたいものについて質問したり、希望や条件を説明したりすることができる

N4

基本的な日本語を、理解することができる

【読む】基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。

【聞く】日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。

- ・ 身近で日常的な話題(例:趣味、食べ物、週末の予定)についての会話がだいたい理解できる。

N5

基本的な日本語を、ある程度理解することができる

【読む】ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。

【聞く】教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。

- ・ 日常的なあいさつと、その後の短いやりとりができる(例:「いい天気ですね」など)

< 日本語能力試験の活用例 >

- ・ 専修学校又は各種学校において「留学」の在留資格で教育を受けるに足りる日本語能力【N1又はN2程度】
- ・ 日本出入国管理上の優遇制度でのポイント付与【N1及びN2】
- ・ E P Aに基づく看護師・介護福祉士の来日候補者選定:ベトナム【N3以上】、フィリピン【N4程度又はN5】、インドネシア【N4程度】
- ・ 在留資格の日本語能力:日本語学校、一部大学別科「留学」【N5レベル】、「特定技能」【N4以上】
- ・ 厚生労働省所管の国家試験(医師、歯科医師、薬剤師、保健師等)の受験資格認定【N1】
- ・ 中学校卒業程度認定試験における国語の試験免除【N1又はN2】
- ・ 日本の民間企業では、現地等での採用、昇格等条件として自主的に日本語能力試験合格を条件としている場合がある。

*「日本語能力試験合格者と専門家の評価によるレベル別Can-doリスト-わたしが日本語でできること-」(国際交流基金・公益財団法人日本国際教育支援協会)より一部抜粋

(参考) 日本語能力試験 [概要]

実施主体 公益財団法人日本国際教育支援協会 (国内)、独立行政法人国際交流基金 (海外)

対象 日本語を母語としない者

目的 日本国内及び海外において、日本語を母語としない者を対象として、日本語能力を測定し、認定する。 ※昭和59年より実施

試験実施 年2回(7月, 12月)、全国47都道府県 **受験料** 6,500円(税込)

受験実績

(令和3年度第1回/国内)

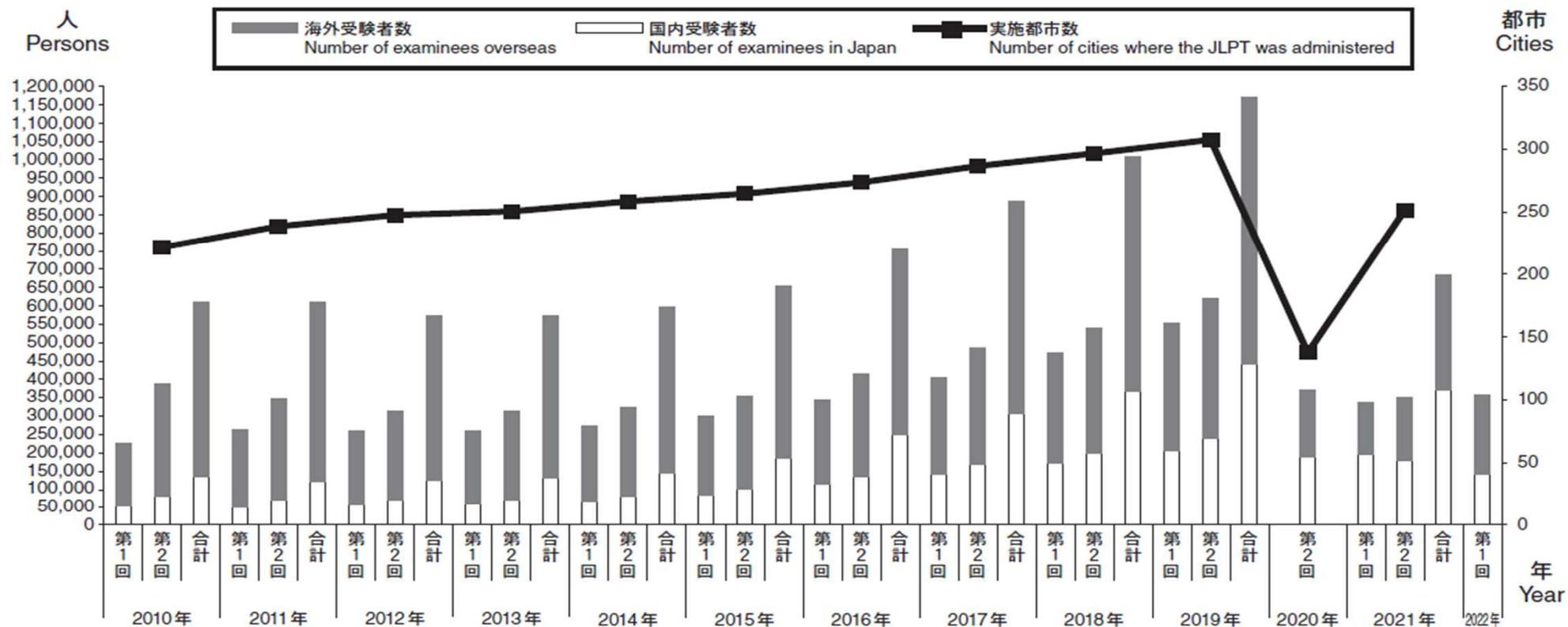
レベル	N1	N2	N3	N4	N5	合計
応募者数	52,017	66,567	61,220	32,975	3,432	216,211
受験者数	44,851	59,476	56,230	30,060	3,009	193,626
認定者数	13,401	20,584	24,655	14,522	1,990	75,152
認定率	29.9%	34.6%	43.8%	48.3%	66.1%	38.8%

試験内容

難 ↑
↓ 易

レベル	試験科目<試験時間>		
N1	言語知識(文字・語彙・文法)・読解 <110分>		聴解 <60分>
N2	言語知識(文字・語彙・文法)・読解 <105分>		聴解 <50分>
N3	言語知識(文字・語彙) <30分>	言語知識(文法)・読解 <70分>	聴解 <40分>
N4	言語知識(文字・語彙) <25分>	言語知識(文法)・読解 <55分>	聴解 <35分>
N5	言語知識(文字・語彙) <20分>	言語知識(文法)・読解 <40分>	聴解 <30分>

日本語能力試験の受験者数の推移



※注 Notes

- 2010年 第1回 (7月) 試験はN1~N3のみ実施。
- 2020年 第1回 (7月) 試験は全世界で中止。

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
計	607,972	608,157	572,169	571,075	594,682	652,519	755,802	887,380	1,009,074	1,168,535	370,028	684,907	356,505
うち海外	475,189	487,787	449,066	441,244	449,464	468,450	509,664	580,704	644,144	729,450	181,528	315,654	215,352
うちN4	41,484	48,855	50,210	52,693	57,209	65,807	74,891	87,836	99,477	131,293	27,809	38,676	40,120
うちN5	38,128	39,669	43,611	47,938	55,150	63,000	72,306	81,957	98,273	109,493	21,517	34,163	30,203

- 実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体は、技能実習生の入国後、技能等の修得を行わせる前に講習を行わなければならない。(法第2条第2項第1号又は同条第4項第1号)
- ※ 講習期間中は技能実習生を業務に従事させてはならない。(規則第10条第2項第7号二)
- ※ 監理団体又は実習実施者が手当の支給等により、技能実習生が入国後講習に専念するための措置を講じなければならない。(規則第14条第2号)

実施科目について(規則第10条第2項第7号ロ) ※①から④の全科目必須

科目	講習内容	講習時間
①日本語	技能実習の遂行や日常生活に不自由しない水準の日本語教育	任意
②本邦での生活一般に関する知識	交通ルール、公共機関の利用方法、国際電話のかけ方、買い物の仕方、ゴミの出し方、銀行・郵便局の利用方法等、感染症対策・防災情報の周知など	任意
③出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対処方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報	技能実習法令・入管法令・労働関係法令、監理団体等の法令違反を知ったときの対応方法(機構の母国語相談や労働基準監督署への相談等)、賃金未払時の立替払・休業補償・厚生年金の脱退一時金・健康保険の出産手当金・出産育児一時金等の制度、やむを得ず転籍する場合の対応方法等 ※団体監理型においては、監理団体及び実習実施者以外で十分な知識を有する外部講師が実施	8時間以上
④本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識	機械の構造・操作に関する知識、技能実習への心構え、企業内ルール、施設見学(※)など ※見学の一環で業務を行わせることは不可	任意

実施時間数について(規則第10条第2項第7号ハ)

(原則)

- 総時間数が、技能実習生が本邦において行う第一号技能実習の予定時間全体の六分の一以上

(入国前講習を実施した場合)

- 技能実習生が、過去六月以内に、本邦外において、上記入国後講習において実施する科目のうち、上記①、②及び④に掲げる科目につき、一月以上の期間かつ百六十時間以上の入国前講習を受けた場合は、入国後講習の総時間数を、技能実習生が本邦において行う第一号技能実習の予定時間全体の十二分の一以上とすることが可能。

※ 効果的な入国後講習を実施する観点から、1日8時間以内であって、かつ週5日以内とすることが原則。

外国人に求められる技能及び日本語能力の水準は、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針にのっとり **分野別運用方針において定められる試験によって評価**される。

1号特定技能外国人

＜技能水準＞ **【特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針3（1）イ】**

相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められる。これは、相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のものをいう。当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認する。

＜日本語能力水準＞ **【特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針3（1）ウ】**

1号特定技能外国人に対しては、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準が求められる。当該日本語能力水準は、分野所管行政機関が定める試験等により確認する。

2号特定技能外国人

＜技能水準＞ **【特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針3（2）イ】**

熟練した技能が求められる。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認する。

日本語能力水準の評価方法（1号に限る。）

次の表のとおり、特定産業別の分野別運用方針等において定める日本語試験等によって評価される。

		介護	ビルクリーニング	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	建設	造船・舶用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業
必要な日本語能力	日常生活上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	業務上	技能試験(注2)	-	-	-	○(注3)	○(注3)	○(注3)	○(注3)	○(注3)	-	-	○(注3)
必要な日本語能力	業務上	分野固有の日本語試験	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業務上	日本語試験(注1)	-	○(注4)	○(注4)	-	-	-	-	-	○(注4)	○(注4)	-

(注1) 1号特定技能外国人に求める日本語水準を評価するために、特定産業分野別の特定技能の在留資格に係る運用方針において定められる試験(※)をいう。
(※) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験」(N4以上)のほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(注2) 1号特定技能外国人に求める技能水準を評価するために、特定産業分野別の特定技能の在留資格に係る運用方針において定められる試験をいう。

(注3) 技能試験が日本語で実施されるため、これに合格すれば、業務上必要な日本語能力があると認められる。

(注4) 日常生活上必要な日本語に関する日本語試験に合格すれば、業務上必要な日本語能力があると認められる。

特定産業分野別の技能試験及び日本語試験

	分野	特定技能1号		特定技能2号(注2)
		技能試験	日本語試験(注1)	技能試験(注3)
厚労省	介護	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	- (注4)
	ビルクリーニング	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験 又は技能検定1級
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	製造分野特定技能2号評価試験及びビジネス・キャリア検定3級 又は技能検定1級
国交省	建設	建設分野特定技能1号評価試験 又は技能検定3級	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	建設分野特定技能2号評価試験、技能検定1級 又は技能検定単一等級
	造船・船用工業	造船・船用工業分野特定技能1号試験 又は技能検定3級	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	造船・船用工業分野特定技能2号試験 又は技能検定1級
	自動車整備	自動車整備分野特定技能評価試験 又は自動車整備士技能検定試験3級	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	自動車整備分野特定技能2号評価試験 又は自動車整備士技能検定試験2級
	航空	特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	航空分野特定技能2号評価試験 又は航空従事者技能証明
	宿泊	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	宿泊分野特定技能2号評価試験
農水省	農業	農業技能測定試験 (耕種農業全般、畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	2号農業技能測定試験
	漁業	漁業技能測定試験(漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	2号漁業技能測定試験 (注5)
	飲食料品製造業	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験
	外食業	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	外食業特定技能2号技能測定試験 (注5)

(注1) 1号特定技能外国人に求める日本語水準を評価するために、特定産業分野別の特定技能の在留資格に係る運用方針において定められる試験(※)をいう。

(※)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験」(N4以上)のほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(注2) 特定技能2号では、技能水準の評価において試験合格及び実務経験が求められる。

(注3) 分野別所管省庁が作成・実施する技能試験については、作成後、順次実施予定(令和5年6月時点)

(注4) 現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」があることから、特定技能2号の対象分野とはしていない。

(注5) 分野の特性上、一定の日本語能力を有することが業務上必要であることから、技能試験の一環として「日本語能力試験(N3以上)」も課されている。

技能試験及び日本語試験の実施状況

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和4年12月末現在)(速報値) (注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)		合格率	各末日までの合格者数(人)			
		令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外
介護(注2)	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	62,589	37,641	42,975	25,148	66.8%	35,550	21,781	27,101	16,409
			24,948		17,827	71.5%		13,769		10,692
ビルクリーニング	国内・海外3か国 フィリピン・ミャンマー・インドネシア	3,372	2,478	2,645	1,948	78.6%	1,902	1,444	1,503	1,045
			894		697	78.0%		458		458
製造3分野	国内・海外4か国 フィリピン・ネパール・ インドネシア・タイ	4,591	3,870	713	591	15.3%	402	280	210	140
			721		122	16.9%		122		70
建設	国内・海外2か国 フィリピン・ベトナム	1,891	1,862	1,021	997	53.5%	730	706	443	419
			29		24	82.8%		24		24
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	107	93	97	90	96.8%	60	53	43	36
			14		7	50.0%		7		7
自動車整備	国内・海外1か国 フィリピン	2,371	2,231	1,510	1,401	62.8%	1,172	1,111	651	604
			140		109	77.9%		61		47
航空	国内・海外2か国 フィリピン・モンゴル	1,598	1,099	1,013	624	56.8%	537	435	414	312
			499		389	78.0%		102		102
宿泊	国内・海外3か国 ネパール・ミャンマー・ インドネシア	8,338	7,914	4,161	3,987	50.4%	3,637	3,552	3,125	3,040
			424		174	41.0%		85		85
農業	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	33,427	16,691	29,799	14,824	88.8%	21,986	10,633	13,125	5,434
			16,736		14,975	89.5%		11,353		7,691
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	756	294	383	102	34.7%	244	55	117	42
			462		281	60.8%		189		75
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	49,447	43,336	36,246	31,915	73.6%	28,881	25,395	11,601	8,906
			6,111		4,331	70.9%		3,486		2,695
外食業	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・スリランカ・インドネシア・タイ	43,008	36,229	25,385	20,854	57.6%	20,589	17,841	13,610	11,672
			6,779		4,531	66.8%		2,748		1,938
合計		211,495	153,738	145,948	102,481	66.7%	115,690	83,286	71,943	48,059
			57,757		43,467	75.3%		32,404		23,884

日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)						
		令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外	
日本語基礎テスト (JFT Basic)	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	80,855	16,577	33,489	7,859	47.4%	26,332	6,133	19,264	4,159
			64,278		25,630	39.9%		20,199		15,105

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和4年12月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している。(注2) 介護分野の介護日本語評価試験は、受験者数及び合格者数に計上していない。

- 優良な監理団体の要件の一つに「実習実施者に対する日本語学習への支援」があるところ（配点は150点中4点）、同支援の申告状況を調査（注1）したところ、調査対象100団体のうち91団体が支援を実施していると申告している。
- 支援内容については、「教材の提供」に関するもの（54件）が最も多く、次いで「金銭的支援」に関するもの（25件）となっている。

(注1) 令和5年4月27日現在で一般監理事業の許可を受けている優良な監理団体1,908団体のうち、100団体を無作為に抽出し、一般監理事業の許可申請時の日本語の学習の支援に係る申告内容を調査したもの。抽出に当たっては、申告内容が加算要素とされたか否かを要件とはしていない。

(表) 支援内容別申告数（注1）（暫定値）

支援内容	申告数
1 教材の提供	54
2 金銭的支援	25
3 通訳人や職員等による学習支援	22
4 情報提供	18
5 その他	31

(注2) 同一団体が複数の支援を申告している場合があるため、合計した件数と監理団体数は一致しない。

支援の事例

1 教材の提供

- ・日本語学習のテキスト及び学習プリントを実習実施者、技能実習生に配布
- ・日本語学習、日本語能力試験対策のカリキュラムを策定

2 金銭的支援

- ・日本語試験の合格者に対し、合格級に応じた報奨金の支給
- ・日本語試験の合格者に対し、受験料、交通費等の補助

3 通訳人や職員等による学習支援

- ・実習実施者が実施する日本語教室に、監理団体職員が講師として参加
- ・母国語通訳人を実習実施者に紹介し、定期的に勉強会を実施

4 情報提供

- ・日本語能力試験や日本語教室に係る情報を提供

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）

第28条 監理団体は、監理事業に関し、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等その他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けてはならない。

2 監理団体は、前項の規定にかかわらず、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して主務省令で定める適正な種類及び額の監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができる。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）

第37条 法第28条第2項の主務省令で定める適正な種類及び額は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、監理費の徴収方法は同表の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に定めるとおりとする。

種類	額	徴収方法
職業紹介費	団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出国機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額	団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から徴収する。
講習費（第一号団体監理型技能実習に限る。）	監理団体を実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額	入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から徴収する。
監査指導費	団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額	団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から徴収する。
その他諸経費	その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額	当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から徴収する。